

不育症検査助成事業 Q & A

制度の概要（要件等）

1	助成の対象となる検査はどのようなものになりますか。	<p>対象となる検査は下記の検査に限られます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮形態検査 ・内分泌検査 ・夫婦染色体検査 ・抗リン脂質抗体 ・血栓性素因スクリーニング（凝固因子検査） ・絨毛染色体検査 <p>2 回目以上の流産時に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進医療を実施する医療機関として登録された医療機関において ・ 先進医療として告示された検査（流産検体検査） <p>を実施した場合も、対象となります。</p> <p>※ この検査のみ、年齢制限、申請回数制限はありません。</p>
2	助成の対象となる要件はなんですか。	<p>次の要件を全て満たす方になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検査開始日において夫婦（事実婚を含む。）であること 2 検査開始日における妻の年齢が43歳未満であること 夫婦いずれか早い日の検査開始日が基準となります。 3 検査開始日から申請日までの間、継続して住民登録をしていること 法律婚の方は、夫婦いずれかが継続して都内に住民登録をしていること （いずれかが都外在住の場合は、申請者は都内在住の方に限ります。） 事実婚の方は、夫婦ともに継続して都内の同一住所に住民登録していること 4 2回以上の流産若しくは死産の既往があること 又は医師に不育症と判断されたこと <p>※ 事実婚の証明：住民票の続柄に「未届」またはこれに準ずる記載がされていること 【記載例：夫（未届）、妻（未届）など】</p>
3	夫婦が別々の日に検査を受けた場合、検査開始日はどちらの検査日が基準になりますか。	夫婦それぞれの検査開始日のいずれか早い日が基準となります。
4	夫の年齢に制限はありますか。	ありません。
5	申請は何回できますか。また、助成金の上限はいくらですか。	申請は、夫婦 1 組につき、1 回に限ります。助成金の上限は 5 万円です。
6	夫婦が別居していて別の道府県（外国を含む）に住居しています。東京都で申請できますか。	<p>法律婚の方で、検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが都内に継続して住民登録をしていれば申請できます。</p> <p>※ 事実婚の方は助成対象外です。</p>
7	所得の制限はありますか。	制限はありません。
8	助成の対象期間はいつからいつまでになりますか。	検査開始日から 1 年間です。
9	所得の制限はありますか。	制限はありません。
10	都外の医療機関で検査を受けたのですが、助成の対象になりますか。	保険医療機関であれば、都外の医療機関でも助成の対象となります。

不育症検査助成事業 Q & A

制度の概要（要件等）

11	複数の医療機関で検査を行いました、助成の対象となりますか。	検査開始日から1年間の内であれば、対象になります。その場合、それぞれの医療機関にて作成された証明書（第2号様式）を必ず提出してください。
12	不育症の治療にかかった費用は対象となりますか。	対象となりません。
13	不妊検査も同時に実施しましたが、助成の対象となりますか。	<p>本事業で対象としている不育症の検査についてかかった費用のみ、申請することができます。</p> <p>不妊検査については、要件を満たしている場合に限り、双方に申請することができます。ただし、不妊検査（一般不妊治療含む）にかかった費用に対する助成になります。</p>
14	証明書（第2号様式）作成にかかった文書料は助成の対象となりますか。	<p>証明書（第2号様式）作成にかかる文書料や出産に係る費用など、不育症検査に直接関係のない費用については対象となりません。</p> <p>また、不妊検査や一般不妊治療、特定不妊治療にかかる費用についても対象となりません。</p>
15	既に子供がいる場合でも助成の対象となりますか。	対象となります。
16	申請受付はどこが行うのですか。	申請者が東京都に直接「申請書」、医療機関が作成する「証明書」、「住民票の写し（戸籍の附票の写し）」及び「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」をそろえて郵送で申請します。

申請書の書き方

1	申請書（第1号様式）の申請者欄は誰を記入すればよいですか。	検査開始日から申請日までの間、都内に継続して住民登録をしている方であれば、夫婦どちらでも申請者になることはできます。ただし、振込先の口座名義が申請者と同一である必要があります。
2	外国籍なのですが、申請者として通称名を使用することはできますか。	<p>以下の条件を満たしていれば、通称名を使用することができます。</p> <p>①住民票の写しに通称名が記載されていること。 ②振込口座の名義が通称名であること。</p>
3	申請書（第1号様式）の年齢はいつ時点の年齢を記入するのですか。	証明書（第2号様式）の「検査開始日」時点の年齢を記入してください。
4	申請額はどのように記入すればよいですか。	証明書（第2号様式）裏面の領収金額の合計が5万円を超えていれば「5万円」、5万円に満たない場合は、合計金額を記入してください。
5	申請書（第1号様式）の日付欄はいつの日付を記入するのですか。	申請書を記入した日で結構です。ただし、東京都では消印日を申請日として取り扱います。

不育症検査助成事業 Q & A

申請書の書き方

7	振込口座の指定はどの口座でもよいのですか。	<p>指定できる振込口座は、次の条件を満たしているものに限り、</p> <p>① 申請者の名義であること。 ② 普通口座又は貯蓄口座であること（定期口座は不可）。 ③ 東京都の公金取扱金融機関であること（東京都会計管理局ホームページ「東京都公金を納付できる金融機関一覧」参照）。</p> <p>※ 助成金が振り込まれたことを確認するまでは、口座を解約しないでください。</p>
8	振込口座にゆうちょ銀行を指定する場合、支店名及び口座番号には何を記入するのですか。	振込専用の漢数字 3 桁の支店名及び 7 桁の口座番号を記入してください。不明なときは、ゆうちょ銀行の窓口にお問い合わせください。また、ゆうちょ銀行ホームページでも調べることができます。
9	インターネットバンキングは利用できますか。	<p>現時点で可能な銀行は、 ジャパンネット銀行 及び 楽天銀行 のみです。</p> <p>※ 最新の情報は、東京都会計管理局のページを御確認ください。</p>
10	申請書に記入した内容に誤りがあった場合、二重線で訂正した上で提出しても問題ありませんか。	問題ありません。

提出書類

1	申請に必要な書類はなんですか。	申請書（第 1 号様式）、医療機関が作成する証明書（第 2 号様式）、住民票の写し及び戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）が必要です。
2	夫婦で別々の医療機関で検査を受けました。証明書（第 2 号様式）の作成はどこに依頼すればよいのですか。	夫婦が検査を受けたそれぞれの医療機関に作成を依頼してください。証明書（第 2 号様式）は、東京都福祉保健局のホームページからダウンロードしていただくか、コピーにより対応してください。
3	住民票の写しは申請者と配偶者それぞれに必要とありますが、1 枚にまとめて記載されていてもよいですか。	<p>まとめて記載されているもので結構です。申請者及び配偶者の住所、氏名、生年月日及び続柄が記載されているものに限り、</p> <p>また、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。</p>
4	都内の引っ越しですが、検査開始日と申請日の住所が異なります。この場合、住民票の写しを提出すれば問題ありませんか。	都内であっても区市町村が異なる場合は、検査開始日において都内に住民登録をしていたことが確認できないため、住民票の写しと併せて戸籍の附票の写しの提出が必要です。同一区市町村内であれば、住民票の写しのみの提出で問題ありません。
5	個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写しを取ってしまいました。取り直しをしなければなりませんか。	住民票の写しに記載された個人番号（マイナンバー）を黒塗りにして提出してください。
6	配偶者が海外にいるため、住民票の写しが提出できません。この場合は何を提出すればよいですか。	海外にいることを証明するため、戸籍の附票の写しを提出してください。
7	配偶者が外国籍で海外に住んでいるため、住民票の写しも戸籍の附票の写しも提出できません。この場合は何を提出すればよいですか。	検査開始日から申請日までの間、海外にいることを証明する書類（在勤証明書・翻訳文を添付してください）又は海外で生活していることが確認できる書類（公共料金や税金の支払いなど）を提出してください。

不育症検査助成事業 Q & A

提出書類

8	住民票の写しを提出すれば戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は省略できますか。	省略できません。必ず提出してください。
9	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を取り寄せたところ、除籍になっています。婚姻日と配偶者の名前が記載されているので、このまま提出してもよいですか。	除籍後の婚姻関係が確認できないため、新たに編成された戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。
10	夫婦ともに外国籍のため、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）が提出できません。この場合は何を提出すればよいですか。	自国で発行された婚姻証明書があれば当該証明書のコピー（翻訳文を添付してください）を提出してください。ない場合は、大使館等で婚姻証明書の代わりとなる書類を発行してもらってください。
11	住民票の写し（戸籍の附票の写し）と戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は古いものでよいですか。	申請受付日から3か月以内に発行されたものが有効です。それよりも古いものは使用できません。
12	領収書の添付は必要ですか。	必要ありません。

申請期限

1	申請日はいつになりますか。	消印日を申請日として取り扱います。 申請書に記入された日付が3月31日であっても、消印日が4月1日であれば申請日を4月1日として取り扱います。
2	いつまでに申請をしなければなりませんか。	検査終了日から起算して、6か月以内に申請が必要です。 <u>複数の医療機関で実施した場合は、最後の医療機関で実施した検査の終了日から6か月以内に申請してください。</u>
3	申請書類を郵送ではなく直接持ち込みたいのですが、受け付けてくれますか。	受付窓口がありませんので、申請は必ず郵送をお願いします。
4	申請書の記入内容等に誤りがあった場合や書類に不備があった場合は、申請が無効になってしまうのですか。	申請書類に不備があった場合は、住民票の写しの住所宛てに東京都から封書で書類に不備があった旨連絡します。提出期限（概ね2週間）を定めて必要書類の提出を依頼しますので、速やかに提出してください。期限を過ぎた場合は不承認として取り扱います。

助成金の振込等

1	申請してから助成金が振り込まれるまでのくらいかかりますか。	書類の不備等がなければ申請書受理日から概ね2か月で承認決定通知書を発送します。そこから約1か月後に指定口座への振込みを行います。 なお、振込完了の連絡・通知等は行っていませんので、入金を通帳記入等により御自身で確認してください。
2	助成を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられますか。	医療費控除については所管の税務署にお問い合わせください。

不育症検査助成事業 Q & A

その他

1	不育症検査助成事業の全般について知りたいのですが。	「東京都不育症検査助成事業の御案内」又は東京都福祉保健局ホームページを御確認の上、不明な点がありましたら電話でお問い合わせください。 なお、来庁されての相談は、お受けできない場合があります。
2	申請に必要な書類（申請書（第1号様式）及び証明書（第2号様式））はどこで入手できますか。	都内の不育症検査を実施している医療機関（設置を希望した医療機関に限る。）に「東京都不育症検査助成事業の御案内」の冊子を設置していますので、医療機関に申し出てください。 都外の医療機関に通われている場合は、都内の区市町村窓口及び都庁内の案内コーナー（第一本庁舎 1・2階、第二本庁舎 1・2階）に設置していますので、こちらで入手してください。 区市町村の設置場所については、東京都福祉保健局ホームページに掲載しています（事前にお電話で在庫確認をしてから行かれることをお勧めします。）。 なお、東京都福祉保健局ホームページからもダウンロードすることができます。 <u>東京都から直接申請者に郵送することはいたしません。</u>
3	東京都に提出した証明書（申請書）の写しが必要なのですが、送ってもらえますか。	写しの送付を希望される場合は、以下の書類をお送りください。 また、お手元に届くまでには1か月程度を見込んでください。 ① 宛先を記入した返信用封筒（必要な金額の切手を必ず貼ってください。） ② 承認決定通知書のコピーに「写しが必要な書類の名称」をメモしたもの
4	承認決定通知書を紛失してしまいました。再交付してもらえますか。	再交付を希望される場合は、以下の書類をお送りください。 なお、お手元に届くまでには1か月から2か月程度を見込んでください。 ① 宛先を記入した返信用封筒（必要な金額の切手を必ず貼ってください。） ② 「依頼日、再交付の理由、住所及び申請者氏名」を記入した再交付依頼書（様式任意）

事実婚関係

1	住民票で同一世帯であることが証明できない場合は、どのようにすればよいですか。	両人が事実婚の関係であること及び検査の結果、出生した子について認知を行う意向があることを申立書（任意様式）を用いて申告してください。 記入例をホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。
2	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の代わりに独身証明書の提出でも構いませんか。	検査開始日から申請日までの間、他に法律上の配偶者がいないことを確認できないため、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。
3	検査開始日の時点では事実婚（役所への届出（住民票の続柄に夫（未届）、妻（未届）等が記載される手続）が必要です。）で、現在は入籍しています。この場合は、助成の対象となりますか。	事実婚の届出をしたときの住民票のコピーを提出してください。 コピーが無い場合は、住民票の写し及び戸籍の附票の写しを提出することにより、検査開始日時点で同一住所に住民登録をしていることが確認できる場合には、助成の対象となります。 ただし、平成31年4月1日以降に検査を開始した方に限ります。